

厚生労働省 専門実践教育訓練制度のご案内

MBA取得や起業を目指すなら 今がチャンスです

給付額が
最大 **96万円**に

事業創造大学院大学は、厚生労働大臣より、教育訓練給付制度の「専門実践教育訓練講座」の指定を受けました。2016年10月以降に本学に入学した本科生で、雇用保険の加入期間などの支給要件を満たしている方が、標準修業年限の2年で本学を修了した場合、ハローワークに申請することにより、本学に支払った教育訓練経費の一部(最大96万円)を給付金として受け取ることができます。

▼ 通常学費(入学金+授業料+施設設備金*)

1年目	1,500,000円	2年目	1,300,000円
-----	------------	-----	------------

▼ 専門実践教育訓練給付金 支給後

1年目	1,180,000円	支給	32万円	2年目	980,000円	支給	32万円
-----	------------	----	------	-----	----------	----	------

雇用保険の被保険者
である場合

追加支給
32万円

大学院生の負担合計金額
2,800,000円

給付金(最大)適用の場合
1,840,000円

2年間合計 最大 **96万円** 支給

*施設設備金(200,000円/年)は、教育訓練給付の対象となる費用には含まれません。

事業創造大学院大学は社会人の方々が働きながら学べる経営系の専門職大学院です。

- 名称：事業創造大学院大学 事業創造研究科 事業創造専攻
- 所在地：〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山3-1-46
- 課程：専門職学位課程
- 入学時期：春学期(4月)、秋学期(10月)
- 授与学位：経営管理修士(専門職)MBA

特 徴

- (1) 事業企画力(アントレプレナーシップ)の育成
- (2) 多様なキャリア志向を支える幅広いMBA科目
- (3) グローバルに形成される人的ネットワーク
- (4) 実務家教員と研究者教員をバランスよく配置
- (5) 仕事と勉強の両立が可能

育成する人材

- (1) 地域活性化、地域振興に取り組む人材
- (2) 企業の戦略立案やイノベーションに携わる人材
- (3) 起業する人材、組織内で新規事業を起こす人材、事業承継が行える人材
- (4) 海外進出企業やグローバルなフィールドで活躍する人材
- (5) 税理士として起業する方や顧客企業の経営支援・財務指導を行う人材

詳しい資料のお申込み・お問合せ先

専門実践教育訓練給付制度や事業創造大学院大学の詳しい資料を希望される方は、下記に必要事項を記入してFAXでお送りください。また、e-mailや電話でも受け付けております。

事業創造大学院大学 事務局(担当:濱田・佐藤) TEL:025-255-1250 FAX:025-255-1251 e-mail:info@jigyo.ac.jp

F A X 申 込 書	ふりがな		
	氏 名		
	事業所名称	(部署・役職)	
	住 所	〒	—
	E-mail/電話番号	@	TEL: — —
	本学を知ったきっかけ		

※お知らせいただいた情報は今後本学からの案内のみに利用されます。それ以外での目的には利用は致しません。